

不動産物件を不動産会社の仲介で購入するときには、物件価格に応じて仲介手数料が発生します。

【売買の媒介の法定報酬限度額(速算式)】

1: 200万円以下の金額→物件価格の5%×1.08(消費税)
売主様は400万円以下の場合 18万円×1.08

2: 200万を超え400万円以下の金額→(物件価格の4%+2万円)×1.08
売主様は400万円以下の場合 18万円×1.08

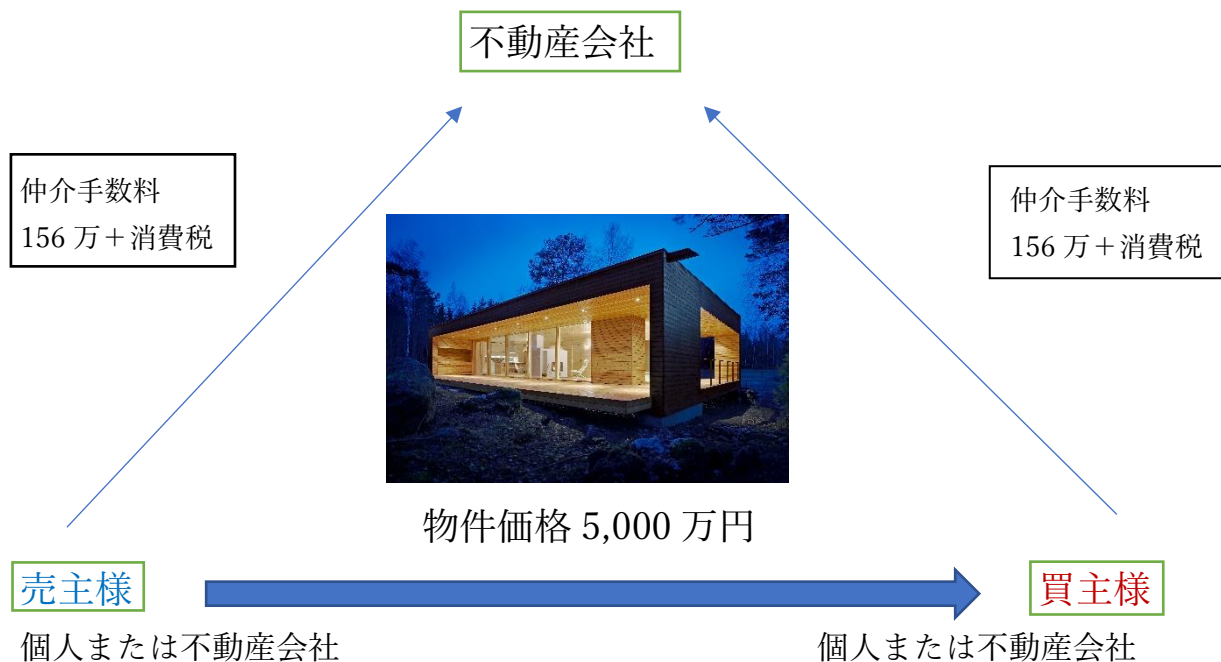
3: 400万円を超える金額→(物件価格の3%+6万円)×1.08

※上記で算出した金額の合計以内

※物件価格は消費税等相当額を含まない額

例 物件が5,000万円の場合

売主・買主の双方またはどちらか一方から仲介手数料を受領



※一般的な不動産会社では 156万×1.08 (消費税) を支払う。

お泊まり頂いた方への特典割引 不動産売買手数料

売主様

1467 万円未満は法定報酬限度額

1467 万円以上 2934 万円未満までは一律 50 万円×1.08

2934 万円以上は物件価格の(1.5%+6 万)×1.08

買主様

1470 万円未満は法定報酬限度額

1470 万円以上 2200 万円以下は一律 50 万円×1.08

2200 万円を超える金額は物件価格の(2%+6 万円)×1.08

買主様持込物件

購入物件が決まっている場合

5000 万円未満の場合法定報酬限度額

(ただし、上記の場合上限 50 万円×1.08)

5000 万円以上は物件価格の 1%×1.08

※物件価格は消費税等相当額を含まない額

※特典は宿泊していただいたお客様のご紹介でも同様の割引を受けられます。

特典は軽井沢周辺・東京・埼玉・(千葉・神奈川の一部の地域) の不動産売買に限られます。